

邑楽町不妊治療費助成事業

■対象の治療

医師が必要と認めた不妊治療に要した医療保険適用以外の費用

※文書料等、治療に直接関係のない費用は除く。

■対象者（次の全てに該当する夫婦）

- ①法律上の婚姻関係にある
- ②夫婦の一方または双方が1年以上町内に住所を有する
- ③町税の滞納がない
- ④医療保険各法における被保険者または被扶養者である



■助成内容 1回の申請につき **上限 15万円**

※1年度あたり1回まで

※同一の夫婦に対し、通算して5回まで

※他の公的助成を受けた場合は、支給対象経費から当該助成額を除く

■申請期限

不妊治療が終了した日の属する年度末（3月31日まで）

治療の都合で期限に間に合わない場合は一度ご相談ください。

■申請の手順

1

準備

領収書は原本のみ受け付けます。

申請書類は保健センターにあります。

窓口に取りに来るか、町ホームページ▶▶ からダウンロードしてください。



2

申請

必要書類を保健センターへ提出してください。

（受付時間 8:30~11:30、14:30~16:30）

主に証明書に記載された額と領収額を確認します。

領収額が合うよう、事前に領収書を整理しておくことスムーズです。所要時間は30分程度です。

3

審査

住民票や納税状況を確認します。

審査の結果（決定通知）を住所地へ郵送します。

4

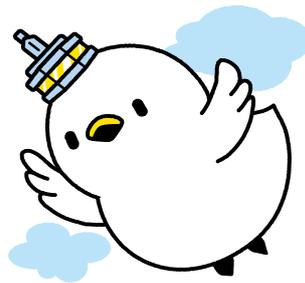
給付

申請者指定口座へ振り込みます。

※申請を行った人が決定通知を受けるまでの間に夫婦ともに町民でなくなった場合、助成金を受け取ることができません。

必要書類

- ①不妊治療費助成金交付申請書
- ②不妊治療費助成金認定証明書
- ③町税等調査閲覧等同意書
- ④医療機関発行の不妊治療費の領収書（原本）
- ⑤申請者名義の預金通帳の写し（カタカナで氏名が印字されているページ）
- ⑥健康保険証（夫婦それぞれのもの）
- ⑦戸籍謄本（夫婦が同一の世帯でなく、かつ、本籍地が邑楽町でない場合のみ）
- ⑧他の公的助成を受けている場合は、当該助成額を確認できる書類



申請・
問合せ先

邑楽町役場健康づくり課（保健センター）

☎0276-88-5533

開館時間

8:30~17:15（平日のみ）